

入札監理小委員会における審議の結果報告

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

今年 4 月 2 日の監理委員会において民間競争入札実施要項の付議を行った社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る業務については、入札手続きの結果、不落となったため、厚生労働省は、再度入札公告に向けた見直しを行った。

入札監理小委員会では、厚生労働省の見直しに基づいた実施要項修正案について審議を行ったところ、その結果を報告する。

1. 入札の経緯

- ・ 入札公告 4 月 22 日（水）
- ・ 入札説明会 4 月 28 日（火）
⇒ 12 社が参加。（1 社が企画書提出）
- ・ 総合評価審査委員会 6 月 4 日（木）
- ・ 開札 6 月 19 日（金）
⇒ 応札した 1 社が予定価格を上回り、不落。

2. 厚生労働省における見直し

厚生労働省は、複数の民間事業者に対して、ヒアリングを実施した。その結果、質の設定や業務の見直しについて意見があったことから、これらについて実施要項の見直しを行った。

3. 実施要項修正案の審議

入札監理小委員会は、実施要項修正案について審議し、見直し内容は質の確保とコスト削減の両立に効果的かつ合理的であり、妥当であることを確認した。

なお、再度入札手続きを行うため、事業開始を平成 21 年 8 月からとし、契約期間は平成 21 年 8 月から平成 24 年 3 月までの 2 年 8 か月間となる。

以 上

(参考)

【実施要項の主な変更点】

- ・ 上回らなければならないとした調査票の種類別の回収率（一律80%）を、「障害福祉サービス等事業所票」及び「居宅サービス事業所(福祉関係)票」については、昨年度の民間事業者の実績値（それぞれ76.0%、74.8%）とする。
- ・ 名簿確定日から調査日までの間に所在が判明した事業所に対する追加調査を実施しないこととする。
- ・ 挨拶状については、調査票及び調査関係用品と一緒に送付することとする。（事前の挨拶状のみの送付は行わない。）
- ・ 事業開始時期の遅れに伴い、初年度の名簿作成等に係る業務は厚生労働省が実施する。